「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」の制定について

社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援振興室

１．制定の要点

補装具費支給事務における電動車椅子の取扱いについては、「電動車椅子に係る補装具費の支給について」（平成２２年３月３１日障発０３３１第１１号障害保健福祉部長通知）において定めていたところだが、今般、「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を定め、平成３０年４月１日から適用することとしたため、従前の要領を廃止し、新たに「電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領」を制定する。

２．概要

（２）告示改正に伴う追記
- ２　支給の判定（３）にリチウムイオンバッテリーに係る留意事項を追記。
- （４）からニッケル水素及びニッカドのバッテリーの留意事項を削除。

３．適用日

平成３０年４月１日